

【Ⅲ法規】 表3 「建築手続」の出題法文一覧表

※法文の適用法令年月日(令和2年1月1日)： 頁数は、「令和2年版 建築関係法令集 法令編（発行権総合資格）」の掲載頁を示す。

法文	頁	見出し	出題年度⇒ 問題番号⇒	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H20	H21	H21	H22	H22	H23	H23	H24	H24	H25	H25	H26	H26	H27	H27	H28	H28	H29	H29	H30	H30	R1	R1	計 問	率 %	出題問題の傾向分析	
				2	2	3	3	2	5	3	4	5	8	3	4	3	4	3	4	2	4	3	4	3	4	3	4	3	4	3	4	3	4	3	4				3
法2条	16	用語の定義					4																													4	2.9	プラットフォームの上家及び鉄道の路線内の建物は、確認済証の交付を受ける必要は無い。屋根の過半の修繕、附属自動車庫の増築は、確認済証が必要である。	
法3条	19	適用の除外(文化財保護法)																		3																1	0.7	文化財保護法の規定による重要文化財は、建築基準法は適用されないの確認済証の交付を受ける必要はない。	
① 法6条	22	建築物の申請及び確認	4			1	1	2	1.24	4				1.3		1.3			1	1		1.3	3		3	2.3	4			1.2	3	1.3		1.2,3		29	21.0	確認が必要なのは別表1の特殊建築物で100㎡超え、木造3階以上又は500㎡高さ13m軒高9m超え、木造以外2階以上で200㎡超えのものである(屋外観覧場は確認必要)。都市計画区域内の新築・増築は、確認済証の交付を受ける必要がある(10㎡でも必要、修繕及び模様替は必要、鉄骨造・木造等で各必要条件未済は不要)。軽微な変更は確認不要(高さの減少、階数の減少、敷地面積の増加、敷地境界線の変更等)。準防火地域内は10㎡以下でも確認必要。建築基準関係規定に該当する変更は確認必要。工事現場内の事務所は確認不要(50m離れた場所の現場事務所は確認必要)。	
法6条の2	24	指定を受けた者の確認	5				5																													2	1.4	建設大臣又は都道府県知事が指定した者の確認申請は、建築主事が行ったものとみなす。指定確認検査機関は、確認済証の交付をしたとき、確認審査報告書を特定行政庁へ報告する(建築主事へ報告は間違い)。特定行政庁は、確認審査報告書の内容が建築基準法に適合しないときは建築主及び確認済証を交付した指定確認検査機関へ通知しなければならない。	
法7条の3	27	中間検査		3	2			3				4			4				4						4											7	5.1	特定工程後の工事に入るには、中間検査合格証の交付を受けた後でなければならない(3階以上の共同住宅を対象で2階床の鉄筋終了後に検査)。建築主は、特定工程の工事を終えたとき、4日以内に建築主事又は指定確認検査機関に中間検査を申請しなければならない。	
法7条の5	28	検査の特例			1					5					1																					3	2.2	認証型式部材の工事で建築主事又は指定確認検査機関の完了検査を受けなければならない。検査済証の交付を行うのは、建築主事等である。	
法7条の6	29	検査済証の交付前の使用制限	1			4	2			2	1						1	2		1			4		2				1.2						1	13	9.4	工事完了の届出後の仮使用承認は建築主事であり、届出前は特定行政庁である。原則として検査済証の交付を受けた後でなければ建物を使用できない。建築主は、完了検査の申請が建築主事により受理された日から7日を経過した場合は、検査済証の交付前でも建物を使用できる。建築主は、仮使用の認定に加え、工事の施工中における建築物の安全上、防火上に関する計画を作成して特定行政庁に届けなければならない。	
法8条	29	維持保全																																		1	0.7	所有者は、建物を適法な状態に維持するよう努めなければならない。	
法9条	30	違反建築物の措置										2																								1	0.7	違反建築物への是正命令は特定行政庁である。建築監視員は、緊急の必要がある場合は施工の停止を命じることができる。	
法10条	32	危険建築物の措置													2																					1	0.7	特定行政庁は、保安上危険なおそれとなる建物については使用中止等の勧告をすることができる。	
法12条	32	報告、検査等		4	3		3	4		3							2					2							3					3	2	10	7.2	所有者又は管理者は、特定行政庁に報告しなければならない(共同住宅など別表1の建物、事務所で5階以上1000㎡超え、昇降機等)。特定行政庁、建築主事又は建築監視員は、指定確認検査機関に対して計画若しくは施工状況の報告を求められることができる。所有者と管理者が異なる場合は、管理者が特定行政庁へ報告しなければならない。事務所は特殊建築物でないので、昇降機以外の建築設備は、検査結果について特定行政庁に報告する必要はない。	
法15条	35	届出		1	4			1													4						2									5	3.6	10㎡を超える除去届は、工事施工者が建築主事を経由して都道府県知事へ提出する。建築工事届は、建築主が都道府県知事へ提出する。耐震改修の計画認定を所管行政庁である市町村の長に申請する場合は、当該市町村の長を経由して都道府県知事へ提出する。	
法20条	41	構造耐力(60m超)										3																					1			2	1.4	60mを超える建築物の構造計算は、国土交通大臣の認定を受けたものでなくてはならない(都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関による構造計算によるは間違い)。	
法44条	49	道路内の建築制限	3							5																											2	1.4	道路の上空の渡り廊下及び道路内の許可は、特定行政庁が行う。
法51条	51	卸売市場																																	2	1	0.7	都市計画区域内の卸売市場は位置決定場所以外に建築できないが、準住居地域内で500㎡以下の卸売市場は新築できる。	
法68条の20	75	認証型式部材														3								1						2						3	2.2	認証型式部材等で建築士である工事管理者によって設計図書通り施工されたものは、認証に係る型式に適合するものとみなす。	
③ 法85条	100	仮設建築物の制限緩和		2	5	3			3					3					3		2				4											8	5.8	特定行政庁は、防火上・安全上支障がないと認めた仮設建築物には、1年以内の期間を定めて建築を許可できる(確認済証の交付は受けなければならない)。指定確認検査機関は、特定行政庁が建築を許可した仮設建築物の計画について確認を行い確認済証を交付できる。災害時の公益上必要な応急仮設は確認不要。工事現場内の事務所は確認不要。仮設建築物の許可申請は建築主事である。	
法86条	101	一の敷地とみなす				2																														1	0.7	同一敷地に2以上のものが一団地を形成するもので特定行政庁が認めるものは、建築物の1敷地と見なす。	
法87条	107	用途の変更						5								4							2	1.2					4			4	4	4	3	10	7.2	用途変更の確認申請は、建築主事又は指定確認検査機関であるが、確認済証の交付後の変更工事完了届は建築主事のみである。確認済証の交付後の工事完了届は、建築主事へ届け出となる。法6条の特殊建築物に該当する用途変更は、原則として確認済証が必要である。用途変更の確認済証の交付を指定確認検査機関から受けた場合において、「指定確認検査機関に届け出なければならない」と読み替える。	
法88条	108	工作物への準用		5																																	1	0.7	工作物の確認申請は、建築主事又は指定確認検査機関である。
法89条	109	工事現場の確認表示																												4						1	0.7	施工者は、工事現場の見易い場所に、建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る建築主事又は指定確認検査機関の確認があった旨の表示をしなければならない。	
令130条の2の3	232	卸売市場の制限緩和																									1										1	0.7	工業地域内の卸売市場で500㎡以下は新築でき、特定行政庁の許可は不要。
② 令137条の18	269	類似用途				5			1				4	4		1.4		4					4					3	4							10	7.2	確認を必要としない類似用途は、映画館を劇場、診療所を有料老人ホーム、演芸場を映画館がある。確認が必要な出題例として博物館を公会堂、病院、診療所(患者の収容施設があるもの)を地域活動支援センター、学校を図書館、ホテルを有料老人ホームがある。事務所の一部を床面積100㎡の診療所とする場合は確認不要(100㎡以下は確認不要:法6条1項)。類似用途に該当しない場合は確認が必要である。	
令137条の19	269	既存建物の類似用途(法87条)														2.3							3			3										4	2.9	既存不適格建築物で類似の用途変更(病院を有料老人ホームへ、診療所を福祉ホームへ)は内装の規定を受けない。既存不適格建築物でホテル5000㎡+事務所1000㎡をホテル6000㎡にする場合は、現行の用途地域の適用を受けない(1.2倍を超える場合は適用を受ける)。原動機出力が基準時の1.2倍を超えないときは変更することができる。	
令138条	270	工作物の指定	2							5			2	2								4						4									6	4.3	工作物(15m超えの鉄柱(旗さお除く)、4m超えの広告塔、8m超えの高架水槽、2m超えの擁壁、原動機を使用するメリーゴーランド)は確認申請が必要。一般交通用のエスカレータは確認申請が不要。
令146条	279	確認等を要する建築設備																	2						1						2					3	2.2	エスカレータの設置は確認必要。尿尿浄化槽、合併処理浄化槽の設置は確認不要。	
令147条の2	280	工事中の安全措置の届出																			3												1	4	3	2.2	病院における工事中の安全上の措置の届け出は、5階以上の階の床面積の合計が1500㎡以上の場合である。		
規則1条の3表2	294	確認添付(構造詳細図)										1~5																								5	3.6	確認申請に添付する構造詳細図に明記すべき事項として、SRC造は、S造とRC造の両方の内容が記載されている(この考え方が理解できると法令集を引かなくても解答できる)。	
		合計																																		138	100.0		

注)表中の数字は選択肢問題の番号(代表1法文)、計は出題法文の合計数、率は合計数の比率である。出題問題の傾向分析は問題のポイント解説である(重要一部分の解説)。表の色分けは出題確率の高い法文である。表の一番左①、②、③は法令集の法文を数枚で引く方法のインデックスを貼る法文である。